

病院概要

2025 年 8 月改正

社会福祉法人慈生会 ベトレヘムの園病院は 慢性期医療を提供する指定保険医療機関です

1. ベトレヘムの園病院は疾患や性別に関係なく、あらゆる症状に対して地域の医療機関と連携しながら、患者さんの満足のいく医療・介護サービスを提供します。
2. 症状や治療に関する不明な点や不安なことがありましたら、医師または職員にお尋ねください。

ベトレヘムの園病院 基本情報

所在地	〒204-0024 東京都清瀬市梅園3丁目14番72号
電話番号	042-491-2525（代表）
メールアドレス	jiseikai@betohp.com
病床数	96床（療養病棟入院基本料Ⅰ）
標榜診療科	内科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
職員構成	医師（約40名）、看護職員（約45名）、介護職員（約35名）、 薬剤師（3名）、臨床検査技師（3名）、リハビリセラピスト（約10名）、 診療放射線技師（2名）、管理栄養士（2名）、MSW（3名）、 事務員（約20名）、その他（約15名） 合計（約180名）

令和6年度診療報酬改定に関するお知らせ

※令和6年6月1日より診療報酬改定に伴い下記の算定項目が新たに加われました。

「医療情報取得加算」はマイナ保険証による患者情報活用に係る加算になります。

名称及び区分	診療報酬点数（1点＝10円）
医療情報取得加算 （初診時・月に1回）	◆ マイナ保険証による情報確認なし：3点 ◆ マイナ保険証による情報確認あり：1点
医療情報取得加算 （再診時・3月に1回）	◆ マイナ保険証による情報確認なし：2点 ◆ マイナ保険証による情報確認あり：1点

入院時食事療養費に係るお知らせ

※令和 7 年 4 月 1 日より診療報酬改定に伴い入院時の食事に係る患者負担額が変わりました。

一般・住民税課税世帯の方

1 食当たり **510 円** (※1)に該当している方は、「入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示して下さい。窓口は各保険証の発行元になります。

(従前：490 円)

指定難病または小児慢性特定疾患児童等

1 食当たり **300 円**
(従前：280 円)

低所得者（Ⅱ） 住民税非課税世帯等

過去 1 年間の入院日数が
90 日までの入院

1 食当たり **240 円**
(従前：230 円)

過去 1 年間の入院日数が
90 日を超える入院(※1)

1 食当たり **190 円**
(従前：180 円)

低所得者（Ⅰ）

住民税非課税世帯等で年金を受けている 70 歳以上の方等

① 単独世帯の場合(年金収入のみ) 年収約 80 万円以下

② 2 人世帯の場合(年金収入のみ) 年収合計約 160 万円以下

1 食当たり **110 円**
(従前：110 円)

厚生労働大臣の定める掲示事項

入院基本料に関する事項

1 階療養病棟
(40 床)

1 日に 10 人以上の看護職員と 7 人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次の通りです。

<9：00～ 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

17：00> 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

<17：00～ 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。

9：00> 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 40 人以内です。

2 階療養病棟
(56 床)

1 日に 13 人以上の看護職員と 10 人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯別の配置は次の通りです。

<9：00～ 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

17：00> 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。

<17：00～ 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 28 人以内です。

9：00> 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 56 人以内です。

- 1、当院は「療養病棟入院基本料Ⅰ」の保険医療機関で、看護および看護補助配置は常時当該病棟の入院患者 20 人とその端数を増すごとに 1 人以上である基準を満たしています。
- 2、当院では患者負担による付添看護は行っておりません。

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院における関東信越厚生局長および東京都知事への届出内容は下記の通りです。

基本診療料の届出事項の名称

- 医療 DX 推進体制整備加算
- 診療録管理体制加算 3
- 在宅復帰機能強化加算
- 看護補助体制充実加算 1
- 療養病棟療養環境加算 1
- 医療安全対策加算 2
- 感染対策向上加算 3
- 患者サポート体制充実加算
- データ提出加算 1 および 3
- 入退院支援加算 2
- 認知症ケア加算

受けることのできるサービスの内容

オンライン資格確認で得た患者情報の診療への活用
患者診療情報の活用による診療レベルの向上
医療施設から自宅・居宅系施設への円滑な移行
夜間配置人員の拡充による安全性の向上
十分な広さの居室や入浴等の設備の充実
多職種連携に患者安全管理の充実
多職種連携による充実した感染対策の実施
専門職による患者・家族への相談支援
入院患者さんのデータを適切なルールに沿って整理
在宅療養希望の入院患者への入退院支援
病棟の看護師等による認知症症状への適切な対応

特掲診療料の届出事項の名称

- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 摂食嚥下機能回復体制加算 3
- がん治療連携指導料
- CT 撮影及びMRI 撮影
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料 3 6
- 酸素の購入単価

受けることのできるサービスの内容

薬剤師より詳しい薬の説明を提供
自院による迅速かつ的確な検査の実施
脳血管疾患治療に対応したリハビリの提供
運動機能改善に対応したリハビリの提供
経管から口腔摂取への移行を図るリハビリの提供
がん診療拠点病院と連携した治療の提供
CT による画像撮影の提供
処遇改善を通して人材を安定的に確保、医療の質向上に還元
安心安全な医療材料の購入

入院時食事療養費（Ⅰ）
入院時生活療養費（Ⅰ）

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出をしており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

明細書の発行状況に関する事項

当院では診療内容の情報提供を推進する取組として、領収証発行の際に、診療報酬の算定項目を記した明細書を無料で発行しています。また公費負担医療により自己負担のない方にも明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが窓口にてその旨をお申し出ください。

保険外負担に関する事項

当院では以下に掲げる項目について、その発行、利用に応じた実費の負担をお願いしております。

各種診断書料

(※掲載以外の診断書については受付までお問い合わせください)

診断書名	単位	料金 (税込)
普通診断書	1 通	3,300 円
死亡診断書	1 通	6,600 円
死亡診断書 (写し)	1 通	6,600 円
身体障害者診断書	1 通	8,800 円
各種生命保険診断書	1 通	8,800 円
厚生年金診断書	1 通	8,800 円
国民年金診断書	1 通	8,800 円
労災保険診断書	1 通	8,800 円
自賠責保険診断書	1 通	11,000 円
自賠責後遺障害診断書	1 通	8,800 円
難病申請診断書	1 通	5,500 円
公安委員会提出用診断書	1 通	8,800 円

各種証明書料

(※掲載以外の証明書については受付までお問い合わせください)

証明署名	単位	料金 (税込)
入院証明書	1 通	2,200 円
退院証明書	1 通	2,200 円
在院証明書	1 通	2,200 円
おむつ証明書	1 通	1,650 円
支払い証明書 (1 か月分あたり)	1 通	550 円
治癒証明書	1 通	2,200 円
その他証明書	1 通	2,200 円

病院概要

2025 年 8 月改正

その他料金

内容	単位	料金（税込）
面談料	1 回	6,600 円
セカンドオピニオン	1 回	16,500 円
遺体処置料	1 回	11,000 円

おむつ代

品名	単位	料金（税込）
テープ止めタイプ	1 枚	165 円
夜 1 枚安心パット（緑）	1 枚	95 円
夜 1 枚安心パット（濃紺）	1 枚	125 円
長時間安心パット	1 枚	83 円
両面吸収 S シート・尿取りパッド	1 枚	56 円
リハビリパンツ	1 枚	172 円
装着パット	1 枚	56 円

選定療養に関する事項

<1> 特別の療養環境の提供について

○以下の病室は療養環境に応じた料金を 1 日単位で設定しております。

○料金は 0 時を基準に 1 日分発生します。（例：1 泊 2 日入院は 2 日分の料金となります）

階	号室	室料差額料金	形態	床面積	設備
1	103	8,800 円	個室	16.38 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
1	110	6,600 円	個室	19.72 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
1	111	6,600 円	個室	19.72 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
1	112	6,600 円	個室	19.72 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
1	113	3,300 円	2 人室	18.94 m ²	冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
1	116	6,600 円	個室	13.06 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・チェスト
1	117	6,600 円	個室	10.74 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・チェスト
1	118	4,400 円	2 人室	19.11 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・チェスト
2	206	8,800 円	個室	16.38 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	207	8,800 円	個室	16.38 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー

病院概要

2025 年 8 月改正

階	号室	室料差額料金	形態	床面積	設備
2	208	8,800 円	個室	16.38 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	209	8,800 円	個室	16.38 m ²	トイレ・テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	212	5,500 円	個室	10.10 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	213	5,500 円	個室	10.21 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	221	6,600 円	個室	10.01 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー
2	222	6,600 円	個室	14.23 m ²	テレビ・冷蔵庫・椅子・テーブル・ロッカー

<2> 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの実施について

疾患別リハビリテーションは、標準的な算定日数を超えた場合、月 13 単位を限度として保険適用となりますが、その単位数を超えてリハビリテーションを希望される方は、保険外併用療養費（選定療養）として自己負担をして頂くことになります。この費用は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション料の区分	標準的な算定日数	料金（税込）
脳血管リハビリテーション料（Ⅱ）	180 日	1 単位（20 分）につき 2,200 円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）	120 日	
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	150 日	

届出に関する事項

○看護補助体制充実加算 1

夜間の職員配置を手厚くし、全病棟、夜間は看護職員 2 名・介護職員 1 名の体制を採り、患者の安全確保と医療の質向上を図っています

看護職員の負担軽減に係る具体的取組

- 看護職員の増員により、ケアに十分な人員を配置し、時間外労働が発生しない環境を整備
- 電子カルテ導入により、朝夕の申し送りを廃止
- タスクシフトの推進として病棟専任薬剤師の配置、病棟採血業務を臨床検査技師に移管
- 専従の病棟クラークを全病棟に配置
- 看護補助者を夜間に全病棟に各 1 名配置
- 病床数の多い方の病棟に短時間のおむつ交換スタッフを配置
- 多様な働き方の推進（半日のみの日勤、夜勤専従、環境整備専従のパート職員の導入など）
- 妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
（院内保育所開設 夜勤の減免 休日勤務等のシフト調整 時間単位有休制度 時短勤務）
- このほか夜勤負担の軽減として、
（夜勤従事者の増員 月当たり夜勤回数の上限を管理（原則 5 回以下））

○医療安全対策加算 2

医療安全管理室のもと、多職種連携による医療の質向上の取組を行っています。

- ① 医療安全管理室では、各部門から提出されたインシデントレポートをもとに、その集計を行い、必要に応じて各部門への一斉メールにより医療安全に係る情報の周知を図っています。また毎週カンファレンスとラウンドを行うなかでメンバー間で課題を共有し、速やかな解決に繋がっています。
- ② 医療安全対策委員会では院長を含めた多職種で構成された各部門のリスクマネージャーが委員となり、インシデントの分析、改善策の検討、取組の評価に基づくアクションプランの策定という PDCA を構築し、実践しています。
- ③ 全職員を対象に年 2 回以上の医療安全に関する研修を企画・実施しています。
- ④ 医療安全に関するご相談は専任の MSW や関係部署と連携のもと対応します。ご希望の方は受付までお声掛けください。

○感染対策向上加算 3

感染対策防止部門のもと、多職種連携による以下の取組を行っています。

- ① 院内感染対策委員会は院長を含めた多職種で構成されたメンバーで行っています。
 - ◆院内感染防止対策の実施状況の確認と評価、改善策の立案
 - ◆院内感染発生状況のサーベイランス分析結果を共有、必要に応じて対策を立案
 - ◆抗菌薬の使用状況の確認と評価・改善
 - ◆院内感染マニュアルの定期的な見直しと周知
 - ◆感染対策向上加算 1 の医療機関と定期的なカンファレンスを実施し、助言を得る
- ② 感染制御チームによる定期的なラウンド（ICTラウンド）により、現場に改善を促します。
- ③ 全職員を対象に年 2 回以上の感染対策に関する研修を企画・実施しています。
- ④ 院内感染の発生、感染症の流行・感染状況に対してマニュアルで決められた対応を実施します。
- ⑤ 当院は感染症に関する東京都の 第一種および第二種協定 指定医療機関 です。

○患者サポート体制充実加算

患者相談窓口で患者さん・ご家族からのご相談ご意見を伺います。ご遠慮なくお申し出下さい。

（受付時間） 平日 9：00～17：00

（受付内容） ◆療養全般に関すること ◆医療費や福祉制度に関すること

◆セカンドオピニオンについて ◆個人情報保護について ◆カルテ開示について

◆かかりつけ医、在宅医療について ◆医療安全について ◆その他

（受付窓口） 外来棟 1 階受付

○医療 DX 推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。この医療 DX を通じて質の高い医療を提供しています。

病院概要

2025 年 8 月改正

○一般名処方加算 1・2

医薬品の供給状況が不安定な為、院外処方せんにより保険薬局でお薬をスムーズに受け取ることが出来るよう、処方せんには医薬品の名称ではなく、一般名（成分名）を記載しております。ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく医師までお尋ねください。

手術の実績

手術の実施件数（令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月）

（第 1 款 皮膚・皮下組織）

名称	コード	外来件数	入院件数
創傷処理 筋肉、臓器に達しない 長径 5 c m未満	K000-4	6	0
創傷処理 筋肉、臓器に達しない 長径 10 c m以上	K000-6	1	0
皮膚切開術 長径 10 c m未満	K001-1	2	3
皮膚。皮下腫瘍摘出術（露出部 以外）3cm 以上 6 c m未満	K006-2	1	0

（第 2 款 筋骨格系・四肢・体幹）

名称	コード	外来件数	入院件数
骨折非観血的整復術（膝蓋骨）	K044-3	1	0
骨折非観血的整復術（手）	K044-3	1	0

（第 5 款 耳鼻咽喉）

名称	コード	外来件数	入院件数
外耳道異物除去術	K286	2	0

個人情報保護について

個人情報保護規程

当院は、より良い医療を提供することができるよう、患者さんの個人情報を適切に保護し、管理するために以下の個人情報保護規程を定め、確実に履行するよう努めています。

1. 基本方針の策定

1) 社会福祉法人慈生会 ベトレヘムの園病院（以下、当院）は、個人情報の保護に係る法令及び

病院概要

2025 年 8 月改正

厚生労働省や個人情報保護委員会が示すガイドライン、その他の関連法規を遵守するとともに、法令等の改正に伴う見直しを適宜行い、個人情報保護規程の継続的な改善を図るとともに、個人情報の安全管理措置を講じます。なおこの規程は患者さんのみならず、当院の職員および当院と関係のある全ての個人情報についても同様に扱うこととします。

2) 当院の個人情報保護に関するお問い合わせは、外来棟 1 階相談コーナーでお受けします。

・場所：外来棟 1 階待合室相談コーナー

・相談時間：平日 9:00～17:00

2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

1) 個人情報の取得について

当院が、患者さんの個人情報を取得する場合は、主として診療・看護および患者さんの医療に関わる範囲で行います。

その他の目的で個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了承を得た上で実施します。ホームページ等ウェブ上での扱いも同様となります。

2) 個人情報の利用および提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

○患者さんの了解を得た場合

○個人を鑑別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合（*1）

○法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合や緊急の場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を第三者（*2）に提供致しません。

（*1）単に個人の名前のみを消し去ることで匿名化するのではなく、通常の方法では患者さん本人を特定できない状態にされていること（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを除く）

（*2）第三者とは、患者さん本人および当院以外を言い、本来の利用目的に該当しない、または患者さん本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体・機関または個人を指す。

3) 個人情報の適正管理、保存について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんまたは患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

外部業務委託契約にかかる個人情報の取り扱いについて、診療録、検査業務の一部の保管を外部委託しております。この個人情報の委託取扱につきましては、委託先と守秘義務契約を交わしており、患者さんの個人情報が増えることはありません。

委託先において安全管理措置が行われていること、個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認するとともに、個人情報の取り扱いに疑問が生じた場合には、委託先に対し説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置をとります。

4) 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、迅速に内容を確認し、当院の規程に従って遅滞なく開示致します。

開示する範囲は、診療録、処方内容、処置・手術記録、看護記録、検査所見記録、X線・CT・造影・超音波等画像データ、その他の画像データ、第三者への個人情報提供記録等当院で作成した記録となります。

また、以下の場合に利用停止等を求められた場合も同様に調査し適切に対応致します。

病院概要

2025 年 8 月改正

- 内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合
- 利用目的にない使用または、個人情報の取得に違反がある場合
- 個人情報を利用する必要がなくなった場合
- 個人情報の漏えい等が生じた場合
- その他本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

5) 開示費用について(全て税込)

- 1 下記開示に係る基本料金 3,300 円
- 2 診療録・看護記録・検査記録等の写し 1 枚 22 円
- 3 エックス線写真 CD または DVD 1 枚 550 円
- 4 医師との面談 1 回 6,600 円

6) 個人情報の廃棄について

診療記録の保管及び廃棄については、個人情報に配慮しつつ、安全かつ確実に実施します。

医師が必要と判断したものを除き、最後に受診した日より 5 年経過した患者さんの診療記録は廃棄としております。廃棄は専門の廃棄物処理業者に委託し、廃棄作業には当該文書の保存部門の長またはその指名する代理人が立ち会い、適切に処理が行われていることを適時確認しています。

3, 組織的安全管理措置

1) 個人情報管理責任者

個人情報の取扱いに関する責任者として、個人情報管理責任者を設置しています。

個人情報管理責任者は、当院が保有する全ての個人情報を特定し、危機を調査・分析するための手順・方法を確立し、維持いたします。

2) 患者情報の範囲

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）または個人識別符号が含まれるものとします。

例として、診療録、処方箋、看護記録、検査所見記録、処置・手術の記録、エックス線写真、紹介状、診療要約、調剤録等の診療記録。検査等の目的で、患者から採取された血液等の検体の情報。介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録とします。

ただし、医療機関においては死者の情報も個人情報保護の対象とすることが求められており、当院では個人情報と同様に取り扱います。

3) 個人情報漏えい等の対応

個人情報の漏えい等の問題が発生した場合には、速やかに個人情報管理責任者へ報告、個人情報管理責任者は個人情報保護委員会を招集いたします。

以下の各号の措置を行い、速やかに二次被害の防止及び類似事案の発生回避に努めます。

- ① 院内における報告と情報共有及び被害の拡大防止策の遂行
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討及び実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ⑥ 関係監督機関（地元警察署・厚生労働省・個人情報保護委員会等）への報告
- ⑦ 事実関係及び再発防止策等の公表の必要な措置

4) 院内監査の実施

病院概要

2025 年 8 月改正

個人情報保護監査は、院内における個人情報保護管理の法令遵守が適正に行われていることを確認する目的で実施します。監査を担当するのは個人情報保護責任者の命を受けた個人情報保護監査責任者です。この監査は毎年定期的に行うものと、院内で個人情報保護に関わる重大事象が発生した場合に行う臨時監査の二種類があります。監査実施後の結果は文書でとりまとめ、「文書管理規定」に定めた期間内は保管しています。

4、人的安全管理措置

1) 職員等への定期的な研修

当院職員とその他個人情報の預託先の従事者に対して、個人情報保護に係る研修計画に基づき、研修を行い、評価・改善を図ります。

- ① 個人情報保護法及び当院の個人情報保護規程の基本的な内容
- ② 個人情報保護取扱いにおけるリテラシー教育（情報処理・保管、情報機器の操作方法など）
- ③ BCP（事業継続計画）に組み込んだ有事の連絡体制図の理解
- ④ 医療安全対策委員会との連携によるセキュリティ向上

5、物理的安全管理措置

1) 入退室管理

個人情報保管されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所（サーバ室）への入退者の履歴を記録しています。

2) 権限を有しない者による個人情報の閲覧防止措置

権限を有する者のみログイン ID を配布し、パスワードを設定しています。

3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等防止

USB 等の記憶媒体で個人情報を扱う場合は、予め情報システム委員会で登録して USB のみを使用するようにしています。外部への学会に使用する場合は匿名化を行い、院内の倫理委員会で内容を審議し、発表の許可を得ています。情報機器を院外へ持ち出すことは認めておりませんが、必要と認め得る場合は個人情報保護委員会の承認を得るようにしています。

4) 個人情報の削除、廃棄について

個人情報が記載された書類、フィルム、CD-R 等を廃棄する際は、シュレッダー処理等で復元不可能な状態するか、専門業者に当院個人情報取扱責任者立会いの下処分しています。

6、技術的安全管理措置

1) アクセス制限

職員の職務により定められた権限によるデータアクセス範囲を定め、必要に応じてハードウェア、ソフトウェアの設定を行います。また、その内容に沿ってアクセス状況を確認し、監査責任者に報告しています。

2) 外部からの不正アクセス等の防止

外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断しております。院内情報システムをインターネットとは別のネットワークとして構成することでも外部からのアクセスができないようにしています。

3) 不正ソフトウェアからの保護

セキュリティ対策ソフトウェア（ウイルス対策ソフトウェア）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認しています。

病院概要

2025 年 8 月改正

個人情報の利用目的

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、ご不明な点等ございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

1, 院内での利用

- ① 患者さんに提供する医療サービス
- ② 医療保険事業
- ③ 入退院等の病棟管理
- ④ 会計・経理
- ⑤ 医療事故等の報告
- ⑥ 患者さんへの医療サービスの向上
- ⑦ 院内医療実習への協力（日本看護協会など）
- ⑧ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- ⑨ その他患者さんに係る管理・運營業務

2, 院外への情報提供としての利用

- ① 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ② 他の医療機関等からの照会への回答
- ③ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務等の業務委託
- ⑤ ご家族等への病状説明
- ⑥ 保険事務の委託
- ⑦ 審査支払機関へのレセプトの提供
- ⑧ 審査支払機関または保険者への照会
- ⑨ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑩ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- ⑪ 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談、または届出等
- ⑫ その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3, その他の利用

- ① 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供
- ③ 医療機関内部において行われる学生実習（リハビリ養成校など）への協力

◇上記において、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨を外来棟 1 階待合室相談コーナーの担当者までお申し出ください。

◇お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱いを致します。

◇これらのお申し出は、いつでも撤回、変更等を行うことができます。